

02201

青森県

青森市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域未来投資促進法承認要件による新増設 10,000 （農林漁業 5,000）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
青森市商工業振興条例	H17.4	1. 工場（製造業及び工業団地内物流施設をいう）、特定事業所又は工場及び特定事業所にリースするリース企業の新設、移設、増設 2. 取得面積、建物建築面積 ○工場 取得面積 3,000 m ² 以上（中小企業者 2,000 m ² 以上、青森中核工業団地 1,500 m ² 以上） 建物面積 500 m ² 以上（青森中核工業団地 200 m ² 以上） ○特定事業所 取得面積 1,500 m ² 以上（中小企業者 1,000 m ² 以上） 建物面積 200 m ² 以上 3. 用地取得後3年以内操業（借地の場合、操業開始後3年以内に土地取得） ○リース企業（青森中核工業団地のみ） 取得面積 1,500 m ² 以上 建物面積 200 m ² 以上	工場等用地取得助成金 ○用地取得費の20%以内 ○青森中核工業団地の用地を取得した製造業（リース企業除く）に限り、取得面積5,000 m ² を超え10,000 m ² 以下の部分は35%、10,000 m ² を超える部分は50%を助成 ○限度額 1億5,000万円 （青森中核工業団地については5億円。ただし、青森中核工業団地で製造業のため用地を取得した場合は8億円）
		○工場又は誘致企業である特定事業所の新設、移設又は増設に伴い、新たに正規雇用従業員を6ヶ月以上雇用 ○操業開始後3年以内に申請	雇用促進助成金 ○工場に勤務する正規雇用従業員11人目から、従業員の居住地により5万円～20万円 ○誘致企業である特定事業所のうちコンタクトセンター関連業に勤務する正規雇用従業員11人目から、従業員の居住地により5万円～15万円

			<p>万円</p> <p>○誘致企業である特定事業所のうち情報サービス業に勤務する正規雇用従業員1人目から、従業員の居住地により5万円～30万円</p> <p>○限度額 4,000万円</p>
		○青森中核工業団地に工場又は特定事業所を新設、移設又は増設し、青色申告書等を提出するもので、当該施設の減価償却資産の取得価格の合計額が2,500万円を超えるもの	<p>工場等立地促進助成金</p> <p>○建物及びその附属設備、機械及び装置並びに当該建物の垂直投影部分である土地に係る固定資産税相当額</p> <p>○操業開始後最初に課税される年度以降3年度</p>
		○青森中核工業団地に工場又は特定事業所（誘致企業に限る）を新設する際、除排雪機械・機器を購入、又は雪処理施設を設置し、従業員等を30人以上雇用するもの	<p>青森中核工業団地企業環境整備投資助成金</p> <p>○除排雪機械・機器購入費又は工事費の10/100以内</p> <p>○限度額 500万円</p>
		<p>○誘致企業である特定事業所（コンタクトセンター関連業に限る）の新設又は増設に伴い、貸しオフィス等を賃借し、従業員等を20人以上雇用する場合</p> <p>○誘致企業である特定事業所（情報サービス業に限る）の新設又は増設に伴い、貸しオフィス等を賃借し、従業員等を1人以上雇用する場合</p> <p>○特定業務施設等の新設又は増設に伴い、貸しオフィス等を賃借することにより業務を開始する認定事業者で、従業員等（特定業務施設に勤務する者に限る。）を10人以上（当該認定事業者が中小企業者の場合は5人以上）雇用するもの</p> <p>○操業開始後1年以内に申請</p>	<p>情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金</p> <p>○貸しオフィス等の賃貸料の1/4</p> <p>○限度額 700万円/年</p> <p>○助成期間 操業開始から36ヶ月</p>
		○誘致企業である特定事業所が従業員等を20人以上雇用し、新たに取得する減価償却資産の取得合計額が5千万円を超える場合	<p>情報処理・提供サービス関連産業設備投資助成金</p> <p>○減価償却資産取得額の10/100</p> <p>○限度額 1,000万円</p>
青森中核工業団地 賃貸型企業立地促	H28.4	1. 土地の賃貸により青森中核工業団地で事業を実施する工場、特定事業所	青森中核工業団地賃貸型企業立地促進費補助金

進費補助金交付要綱		2. 建築面積 200 m ² 以上	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の賃貸料の1/4 ○ただし、製造業に限り、5,000 m²を超える部分は1/2を補助 ○限度額 2,500万円/年(ただし製造業に限り4,400万円/年) ○補助期間 36ヶ月
青森市サテライトオフィストライアル補助金交付要綱	R3.4	<ul style="list-style-type: none"> ○本市のコワーキングスペースを体験利用する市外企業 ○当該年度1事業者につき1回限り助成 ○利用申込書の事前提出が必要 ○事業終了日から1月以内又は当該年度の3月31日までに申請 	<p>青森市サテライトオフィストライアル補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通費の1/2を1事業者3人分まで補助(上限:1人あたり17,000円) ○宿泊費の1/2を1事業者3人分、1人につき4泊分まで補助(上限:1人あたり5,000円)
青森市サテライトオフィス進出支援金交付要綱	R3.4	<ul style="list-style-type: none"> ○本市のコワーキングスペース等を利用したサテライトオフィスを新たに開設する市外企業 ○当該年度1事業者につき1回限り助成 ○当該年度の3月31日までに申請 	<p>青森市サテライトオフィス進出支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サテライトオフィスを主たる勤務地とする従業員がいない又は1人の場合は50万円 ○サテライトオフィスを主たる勤務地とする従業員が2人以上の場合は100万円

02202

青森県

弘前市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 10,000 (農林漁業及びその関連業種は5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域に係る新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間
		不均一課税 初年度：0.14/100 2年度：0.467/100 3年度：0.933/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
弘前市工場等立地奨励条例	H21.4	<p>(1) 固定資産税の課税免除</p> <p>1. 指定地域内に工場（製造業、情報サービス業、自然科学研究所）等を立地したもの (指定地域：工業専用地域、工業地域、準工業地域、市街化調整区域、都市計画区域外 ※ただし、市工業団地内など一部対象外地域あり)</p> <p>2. 面積要件 工場等延床面積 1,000 m²以上 ※地元企業の場合は、工場等延床面積 500 m²以上</p> <p>3. 雇用条件 地元従業員を 10 人以上雇用。ただし、増設時・移設時においては新たに 5 人以上雇用。</p>	<p>(1) 固定資産税の課税免除</p> <p>○家屋、償却資産、家屋の敷地である土地に係る固定資産税額の 5 年間課税免除。</p>
		<p>(2) 雇用奨励金</p> <p>1. 固定資産税の課税免除の要件 1、2 を満たすもの。</p> <p>2. 新設時にあつては 10 人を超える</p>	<p>(2) 雇用奨励金</p> <p>○新設時 地元従業員 10 人を超える者 1 人につき 20 万円</p> <p>○増設・移設時</p>

		地元従業員を雇用しているもの、増設・移設時にあつては15人を超える地元従業員を雇用しているもの。	新たに雇用した地元従業員5人を超える者1人につき10万円 ○限度額 1億円
弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金交付要綱	H18.9	1. 市の誘致企業 2. 情報通信業又はコールセンター業 3. 操業を開始した日以降、1年以内に市内に居住する従業員等が次に掲げる人数を満たすこと ・情報通信業を営む企業 3人 ・コールセンター業を営む企業 5人 4. 市税等を滞納していない企業	(1) 貸しオフィス等借り上げ事業 ○貸しオフィス等(従業員の駐車場を含む)の賃料及び共益費の1/4 ○補助期間 36か月(ただし、操業開始後6か月間を除く) (2) 人材確保事業 ○市内に住所を有する従業員等(新規雇用で3か月以上雇用)のうち、 ・情報通信業を営む企業の場合、3人を超える者1人につき30万円 ・コールセンター業を営む企業の場合、5人を超える者1人につき30万円 ○補助期間 3年間
工場・IT整備資金融資制度	R6.4 (毎年度制定)	次のいずれかに該当するもの ①製造業を営む者 ②市の重点産業分野(食産業、精密産業、アパレル産業、ライフ関連産業、IT関連産業)に属する事業を営む者	設備資金融資 ○資金使途 工場等の新設、増設(機械設備購入を含む)若しくは取得、又は環境対策のための施設若しくは設備の設置に要する資金を融資 ○限度額 5,000万円(ただし、中小企業設備近代化資金を併用する場合は、整備に必要な金額から除く) ○利率 長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内(ただし、上記により算出した利率が0.9%を下回る場合は0.9%とする) ○期間 15年以内(含2年以内の据置) ※詳細は市ウェブサイト参照(*1)
商業近代化資金融資制度	R6.4 (毎年度制定)	市内で卸・小売業及びサービス業等を営み、又は営もうとする中小企業者及び商店街振興組合等	資金融資 ○資金使途 店舗の新築及び増改築(これに伴う土地購入費及び運転資金を含む)、情報機器等の導入、ショッピングセンター等への出店に要する資金、ショッピングセンター等の運営に要する資金等 ○限度額 1企業 3,000万円

			<p>1 商店街振興組合等 7,000 万円</p> <p>※融資対象となる事業が地域の商業力の強化や魅力ある商店街の形成に極めて有効であるとして市長が認めたもの（以下「有効事業」）は1億円</p> <p>○利率</p> <p>長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内（ただし、上記により算出した利率が0.9%を下回る場合は0.9%とする）</p> <p>※融資条件の特例に該当する場合は、0.9%とし市が全額負担</p> <p>○期間</p> <p>10年以内(含1年以内の据置)</p> <p>※有効事業は15年以内(含2年以内の据置)</p> <p>※詳細は市ウェブサイト参照(*1)</p>
「青森新時代」への架け橋資金利用者に対する補助（青森県との連携）	R6.4 (毎年度制定)	<p>(1) 空き店舗活用チャレンジ融資利用者</p> <p>市内の中心商店街の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街等の活性化への取組として市の認定を受けたもの</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資額3千万円以内のものについて、当初5年間の利子相当額を市が全額補助 ・融資額3千万円以内のものについて、信用保証料の50%を市が補助 <p>※融資制度は青森県ウェブサイト内参照(*2)</p>
		<p>(2) 創業チャレンジ融資利用者</p> <p>市内で中小企業者として、新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない中小企業者</p>	<p>運転・設備資金融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資額1千万円以内のものについて、当初1年間の利子相当額を市が全額補助 ・融資額1千万円以内のものについて、信用保証料の70%を市が補助（残り30%を青森県が補助） <p>※融資制度は青森県ウェブサイト内参照(*2)</p>
弘前市情報サービス関連産業オフィス環境整備促進費補助金交付要綱	H30.12	<p>①市の誘致認定の日から1年を経過していない誘致企業又は年度内に市から誘致認定を受ける予定がある企業であること</p> <p>②情報通信業又はコールセンター業を営む企業であること</p> <p>③市内に住所を有する従業員の数が年度末時点で3人以上であること</p>	<p>オフィス改修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費：オフィス入居に伴う内装工事費及び設備工事費 ○補助率：1/2以内 ○限度額：250万円
弘前市健康医療関連産業オフィス環境整備促進費補助金	R5.6	<p>①市の誘致認定の日から1年を経過していない誘致企業又は年度内に市から誘致認定を受ける予定がある企業であること</p> <p>②健康医療関連業を営む企業である</p>	<p>オフィス改修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費：オフィス入居に伴う内装工事費及び設備工事費 ○補助率：1/2以内 ○限度額：250万円

交付要綱		こと ③市内に住所を有する従業員の数が 年度末時点で2人以上であること	
弘前市健康 医療関連産 業立地促進 費補助金交 付要綱	R5.6	1. 市の誘致企業 2. 健康医療関連業を営む企業である こと 3. 操業を開始した日以降、1年以内 に市内に居住する従業員等が2人を 満たすこと 4. 市税等を滞納していない企業	(1) 貸しオフィス等借り上げ事業 ○貸しオフィス等(従業員の駐車場を含む)の賃料 及び共益費の1/4 ○補助期間 36か月間(ただし、操業開始後3か月 間を除く) (2) 人材確保事業 ○市内に住所を有する従業員等(新規雇用で3か月 以上雇用)のうち、2人を超えるもの1人につき30 万円 ○補助期間 3年間

(*1) 詳しくはこちら(弘前市ウェブサイト「[弘前市融資制度](#)」)

(*2) 詳しくはこちら(青森県ウェブサイト「[青森新時代」への架け橋資金](#)」)

02203

青森県

八戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 500 （南郷地域のみ） （対象業種：製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業） （製造業又は旅館業は、資本金5,000超10,000以下の法人の場合1,000、資本金10,000超の法人の場合2,000）	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域に係る新增設 3,800 （中小企業は1,900）	—	課税免除	固定資産税	3年間
		不均一課税 初年度：0.140/100 2年度：0.467/100 3年度：0.933/100	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法承認要件による 新增設 10,000 （農林漁業及び関連業種 5,000）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉【参考：<https://www.hachinohe-yuchi.jp>】

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
八戸市企業立地促進条例	S59.9	①重点産業集積地域に立地（八戸北インター工業団地、八戸北インター第2工業団地、桔梗野工業団地、中野工業団地） ②指定地域に立地（工業専用地域、工業地域、準工業地域） ③高度技術産業等 ④製造業、環境・エネルギー関連産業、物流関連業、研究開発型企業 ⑤用地取得後3年以内の立地・操業開始 ⑥県・市から、1,500㎡以上の用地を新たに取得 ⑦投下固定資産総額2億円以上（中小	■立地奨励金 ◇①+(③または④)+⑤+⑥ ・1500～5000㎡未満の用地取得 →用地取得費の25%（限度額2,500万円） ・5000～1万㎡未満の用地取得 →用地取得費の35%（限度額8,000万円） ・1万㎡以上の用地取得 →用地取得費の50%（限度額4億円） ◇①+(③または④)+⑤+⑥+⑦+⑧ →用地取得費の50%（限度額4億円） ◇(①または②)+③+⑤+⑦+⑧ →用地取得費の25%（限度額2億円）

		<p>企業 1 億円以上)</p> <p>⑧八戸圏域に住所を有する従業員の 新規雇用または市外から八戸圏域 内への異動 5 人以上 (中小企業 3 人以上)</p>	
		<p>①重点産業集積地域に立地(八戸北イ ンター工業団地、八戸北インター第 2 工業団地、桔梗野工業団地、中野 工業団地)</p> <p>②指定地域に立地(工業専用地域、工 業地域、準工業地域)</p> <p>③市内全域</p> <p>④高度技術産業等、製造業、環境・エ ネルギー関連産業、物流関連業、研 究開発型企業</p> <p>⑤研究開発を行う工場等を新設し、用 地を除く当該工場等の投下固定資 産総額が 1 億円以上</p> <p>⑥投下固定資産総額 2 億円以上(中小 企業 1 億円以上)</p> <p>⑦投下固定資産総額 100 億円以上</p> <p>⑧八戸圏域に住所を有する従業員の 新規雇用または市外から八戸圏域 内への異動 5 人以上 (中小企業 3 人以上)</p> <p>⑨八戸圏域に住所を有する従業員の 新規雇用または市外から八戸圏域 内への異動 8 人以上 (中小企業 3 人以上)</p> <p>⑩八戸圏域に住所を有する従業員の 新規雇用または市外から八戸圏域 内への異動 8 人以上</p> <p>⑪新規の市誘致企業であること</p> <p>⑫工場等の新設・操業開始</p> <p>⑬工場等の新設または増設・操業開始</p>	<p>■操業奨励金</p> <p>◇①+④+⑥+⑬</p> <p>◇②+④+⑥+⑧+⑬</p> <p>→固定資産税額の 50% (限度額 3,000 万円/年 度、3 年間交付)</p> <p>◇(①または②)+④+⑦+⑧+⑬</p> <p>→固定資産税額の 50% (限度額 4 億円/年度、 3 年間交付)</p> <p>■設備投資奨励金</p> <p>◇(①または②)+④+⑥+⑨+⑪+⑫</p> <p>→投下固定資産総額の 10% (限度額 5 億円)</p> <p>■雇用奨励金</p> <p>◇(①または②)+④+⑥+⑧+⑬</p> <p>◇(①または②)+④+⑩+⑬</p> <p>→5 人(中小企業 3 人)を超える従業員 1 人 につき 30 万円以内 (限度額 5,000 万円、中小 企業 3,000 万円)</p> <p>◇③+④+⑤+⑬</p> <p>→研究員 1 人につき 200 万円 (限度額 1 億円)</p> <p>◇上記 2 区分の要件と同じ</p> <p>→企業が転居費用を補助した正社員 1 人につ き 10 万円 (限度額は、上記 2 区分の奨励金 額との合計で上記 2 区分の限度額の範囲 内)</p>
八戸市優良事 業の誘致の促 進に関する条 例 (南郷地域 のみ)	H17.2	<p><指定要件></p> <p>1. 市が南郷の区域に誘致した事業で、 立地協定を締結した企業</p> <p>2. 投下固定資産総額 3,000 万円を超 える</p>	<p>■立地奨励金</p> <p>投下固定資産総額の 1/100 の額(500 万円を限度)</p> <p>■税軽減奨励金</p> <p>各年度において納付した固定資産税に相当する 額 (期間 3 年度)</p>

		<p>3. 常時雇用する従業員 15 人以上</p> <p>4. 用地 2,000 m² を超える</p> <p>5. 立地協定から 3 年以内に操業すること</p> <p><雇用奨励金要件></p> <p>1. 投下固定資産総額 2 億円以上(中小企業 1 億円以上)かつ当市に住所を有し 3 ヶ月以上継続雇用の従業員 11 人以上 (中小企業 6 人以上)</p> <p>2. 当市に住所を有し 3 ヶ月以上継続雇用の従業員 20 人以上</p>	<p>■雇用奨励金</p> <p><雇用奨励金要件 1 または 2 を満たした場合></p> <p>10 人(中小企業 5 人)を超える従業員 1 人につき 30 万円以内 (限度額 5,000 万円、中小企業 3,000 万円)</p>
<p>八戸市 I T 関連企業立地促進事業補助金及び雇用奨励金交付要領</p>	<p>H14.4</p>	<p>1. 次の①または②を営む企業であること</p> <p>①コンタクトセンター若しくはバックオフィスを運営する事業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業</p> <p>②ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業</p> <p>2. 市の誘致企業であること</p> <p>3. 操業開始から 6 ヶ月以上継続していること</p> <p>■賃料補助金</p> <p>・操業開始に伴い新たに雇用した一般被保険者(八戸圏域の住民)又は会社内の異動等により配属され新たに八戸圏域の住民となった一般被保険者、または派遣労働者(八戸圏域の住民)で、6 ヶ月以上雇用されている者が 5 人以上であること。(ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業の場合は 3 人以上)</p> <p>■雇用奨励金</p> <p>・操業開始に伴い新たに雇用した一般被保険者(八戸圏域の住民)又は会社内の異動等により配属され新たに八戸圏域の住民となった一般被保険者で、6 ヶ月以上雇用されている者が 20 人以上であること(ソフトウェア業又はデジタルコン</p>	<p>■賃料補助金</p> <p>オフィス賃料(家賃及び共益費)の 1/4</p> <p>*操業開始後 6 か月経過後、5 年の期間内に通算 3 年、年間 600 万円を限度(ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業の場合は 200 万円/年度)</p> <p>■雇用奨励金</p> <p>交付要件に該当する一般被保険者のうち、10 人を超える者 1 人につき 30 万円(八戸圏域の住民に限る)</p> <p>*操業開始から 3 年、6,000 万円を限度(ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業の場合は 1,200 万円を限度)</p>

		テナツ業の場合は3人以上)	
八戸圏域イノベーション産業集積促進事業補助金	H27.4	八戸圏域内においてイノベーション産業（航空宇宙、医療福祉、自動車）関連の事業に取り組もうとする事業者	<p>補助金</p> <p>①拠点開設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費：入居施設に係る賃料及び共益費 ・補助率 1/2（上限 210 万円×最大 3 年間） <p>②展示会出展事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費：展示会等への出展に係る経費 ・補助率 1/2（上限 20 万円） <p>③試作開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費：原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、その他必要な経費 ・補助率：1/2（上限 200 万円）

02204

青森県

黒石市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業（人以上）			
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 10,000 超 (農林漁業 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3 年間
新增設 委託請負型 5,000 超	—	課税免除	固定資産税	3 年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
黒石市企業立地促進条例 ※前条例を全部改正	R2. 12	<p>【対象地域】 準工業地域、工業地域、工業専用地域、その他市長が適当と認める地域</p> <p>【対象施設】 生産施設、流通施設、物流拠点施設、情報処理施設、特定業務施設</p> <p>【指定要件】</p> <p>(1) 用地取得型</p> <p>○新設・空き施設 取得土地面積 2,000 m²以上 取得施設延床面積 1,000 m²以上</p> <p>○増設 取得土地面積 1,000 m²以上 取得施設延床面積 500 m²以上 (増設後の延床面積 1,500 m²以上)</p> <p>(2) 用地活用型</p> <p>○新設・空き施設 取得施設延床面積 1,000 m²以上</p> <p>○増設 取得施設延床面積 500 m²以上 (増設後の延床面積 1,500 m²以上)</p> <p>(3) 用地賃借型</p>	<p>① 固定資産税の課税免除 新たに取得した土地、建物、償却資産の固定資産税について、事業を開始した日の属する年の翌年以降 3 年間免除</p> <p>② 雇用促進助成金 1 人につき 30 万円 (1 施設上限 300 万円)</p>

		<p>○新設・空き施設</p> <p>借地土地面積 2,000 m²以上 かつ延床面積 1,000 m²以上</p> <p>○増設</p> <p>借地土地面積 1,000 m²以上 かつ延床面積 500 m²以上 (増設後の延床面積 1,500 m²以上)</p> <p>(4) 委託請負型</p> <p>(1) から (3) の対象となる事業者か ら事業施設の使用権原を付与され相互の 事業執行に必要な事業を営む企業(投下固 定資本 5,000 万円超)</p>	
--	--	---	--

02205

青森県

五所川原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
産業促進区域新增設（過疎） 500 （製造業又は旅館業において事業者の資本金規模が5,000万円超1億円以下である法人にあつては1,000万円、1億円超である法人にあつては2,000万円）	—	課税免除	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 新增設 10,000 （農林漁業及びその他の関連業種は5,000万円）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
五所川原市工場用地取得助成金条例	H17.3	①工業専用地域又は市長が認める地域 ②工場を新設し、又は増設する者で、市長が適当と認めるもの ③用地取得面積 3,000㎡超 ④工場建築面積 500㎡以上 ⑤土地取得後3年以内に操業開始すること	助成金 ○土地取得後3年以内に支払った用地取得費の5%以内の額 ○限度額 1億円
五所川原市雇用奨励対策事業費補助金交付要綱	H23.4	①テレマーケティング関連企業※であること ※通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業（コールセンター等） ②操業開始時点において、地元から雇用する従業員が10名以上であること ③五所川原市の誘致企業であること	○新事業所開業時に計画された従業員数を上限とする地元従業員の雇用に要する経費 ○新規雇用の地元従業員のうち6ヶ月以上継続雇用された者で10名を越える一人あたりにつき、以下の単価を乗じた金額の合計（市内居住者の場合15万円、市外居住者の場合は5万円） （※ただし市内居住者は3ヶ月以上居住している者に限る。） ○限度額 予算の範囲内

<p>五所川原市空き工場等賃借料補助金交付要綱</p>	<p>H28.4</p>	<p>①空き工場等の使用に関し、1年以上の賃貸借契約を締結する者</p> <p>②次に掲げる事業のいずれかを行う者 (ア)製造業(イ)道路貨物運送業 (ウ)卸売業(エ)倉庫業(オ)梱包業 (カ)情報サービス業 (キ)コールセンター業 (ク)その他、雇用創出等につながるものとして市長が認めた事業</p> <p>③空き工場等を利用し、事業開始6ヶ月以内に新規常用雇用者を原則2人以上採用する者 (カ・キの事業は、別要件あり)</p>	<p>○空き工場等の賃借料(税抜き)の2分の1以内の額、もしくは10万円のいずれか低い額(敷金、礼金、保証金および仲介手数料を除く)</p> <p>○限度額(補助期間) 1事業につき連続する24カ月間を限度とする</p>
-----------------------------	--------------	---	--

02206

青森県

十和田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
十和田市企業立地奨励条例 新增設 1,500	新設 製造業 10 超 製造業以外 5 超 増設 製造業 5 超 製造業以外 3 超	課税免除	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業のために 設置される施設 新增設 10,000 超 (農林漁業 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
産業振興促進区域（旧十和田湖 町） 新增設、取得又は制作若しくは 建設 500 超 ※資本金 5,000 超の法人は新增 設のみ	—	課税免除	固定資産税	3年間
原子力発電施設等立地地域 新增設 2,700 超	製造業 — 製造業以外 15 超	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
地方活力向上地域 新增設 3,800 超 (中小事業者等 1,900 超)	—	課税免除 (移転型) 不均一課税 (拡充型)	固定資産税	3年間 3年間 初年度 0.14/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100
国際観光ホテル整備 (国際観光ホテル整備法の登録 ホテル業)	—	不均一課税	固定資産税 (事業用家 屋)	3年間 0.7/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
十和田市企業立 地奨励条例	H17. 1	○業種 ①製造業 ②情報通信業	【雇用奨励金】 ○金額 ①新設の場合

		<p>③学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>④その他市長が認める事業</p> <p>○固定資産投資額 新設・増設ともに1,500万円以上</p> <p>○雇用された従業員の人数</p> <p>①新設の場合 操業開始後1年以内に10人（製造業以外の業種にあつては5人）を超えるもの</p> <p>②増設の場合 増設後1年以内に5人（製造業以外の業種にあつては3人）を超えるもの</p>	<p>10人（製造業以外の業種にあつては5人）を超える従業員1人につき50万円以内</p> <p>②増設の場合 5人（製造業以外の業種にあつては3人）を超える従業員1人につき50万円以内</p> <p>○限度額 1工場あたり1億円</p> <p>○交付方法 4年間で分割交付</p> <p>【立地奨励金】</p> <p>○金額 工場等の土地、家屋及び償却資産に係る費用に10%を乗じた額</p> <p>○限度額 1工場あたり5億円</p> <p>○交付方法 交付金額が3億円超の場合は分割交付</p> <p>○交付要件 工場等の新設又は増設に係る固定資産投資額が2億円を超えること</p>
--	--	--	---

02207

青森県

三沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
原子力発電施設等立地地域 新增設 2,700（超過）	製造業 — 製造業以外 15（超過）	不均一課税	固定資産税	3年間 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 新增設 10,000（超過） （農林漁業及びその関連は5,000） （超過）	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域 新增設 3,800 （中小企業は1,900）	—	課税免除	固定資産税	3年間
		不均一課税	固定資産税	3年間 初年度 0.14/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
三沢市企業立地 促進条例	H20.2	A：製造業、物流関連産業、研究関連産業【一般・特定】 B：情報通信関連産業【一般・特定】 ①誘致企業又は地元企業であること ②工場等を新設又は増設すること ③操業後 1 年経過の日までに工場等取得費用が 1 億円（*3 億円）を超えること ④工場等の新設又は増設に伴う新たな雇用により増加する従業員の人数が 10 人（*20 人）を超えること ⑤（*本市と立地協定を締結した日から 5 年以内に操業を開始すること） <u>*は特定企業</u>	◎立地促進奨励金（A・B） 【一般A・B】 固定資産評価額×10/100（上限 1 億円） （一括または 3 年分割交付） 【特定A・B】 固定資産評価額×20/100（上限 5 億円） （一括または 3 年分割交付） ◎雇用促進奨励金（A・B・C） 【一般A】 ○新設の場合 （奨励金対象従業員－10 人）×30 万円 ○増設の場合 （奨励金対象従業員－5 人）×30 万円 （上限 5,000 万円）（10 万円/年×3 年間）

		<p>C：情報通信関連産業【賃借一般・賃借特定】</p> <p>①誘致企業又は地元企業であること</p> <p>③ 工場等を賃借により新設又は増設すること</p> <p>③工場等の新設又は増設に伴う新たな雇用により増加する従業員の人数が5人（*20人）を超えること</p> <p><u>*は特定企業</u></p>	<p>【一般B・C】 (奨励金対象従業員－5人) ×30万円 (上限5,000万円) (10万円/年×3年間)</p> <p>【特定A・B・C】 (奨励金対象従業員－10人) ×50万円 (上限1億円) (10万円/年×5年間)</p> <hr/> <p>◎環境保全施設等奨励金 (A・B・C) 環境保全施設、福利厚生施設、防災保安施設設置費用×20/100 (上限5,000万円) (一括または3年分割交付)</p> <hr/> <p>◎研修期間補助金 (A・B・C) 新規従業員に行う年間人材育成事業費×50/100 (年額上限500万円) (5年間交付)</p> <hr/> <p>◎情報通信費等補助金 (B・C) 年間情報通信費等×50/100 (年額上限2,000万円) (5年間交付) (県の助成と併用する場合: 25/100・上限1,000万円) (5年間交付)</p> <hr/> <p>◎オフィス賃借料等補助金 (C)</p> <p>【一般C】</p> <p>○賃借料 年間賃借料×25/100 (年額上限600万円) (3年間交付)</p> <p>○改修費 改修費用×25/100 (上限1,000万円)</p> <p>【特定C】</p> <p>○賃借料 *年間賃借料×50/100 (年額上限1,200万円) (5年間交付)</p> <p>○改修費 *改修費用×50/100 (上限2,000万円)</p>
--	--	--	--

02208

青森県

むつ市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
半島振興地域 新增設 資本金 1,000 万円以下 500 " 5,000 万円以下 1,000 " 5,000 万円超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
過疎地域 新增設 (旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村) 資本金 5,000 万円以下 500 " 10,000 万円以下 1,000 " 10,000 万円超 2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業促進区域 10,000 (農林漁業およびその関連) 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域に係る新增設 3,800 (中小企業) 1,900	—	課税免除	固定資産税	3年間
		不均一課税	固定資産税	初年度 0.140/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
むつ市企業誘致 促進条例	S62.12	1. 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、コールセンター業で市の誘致企業 2. 市外にある企業、又は市外にある企業が市内に設立する法人により市内に建設される事業所	【事業所設置助成金】 ○操業開始日までの間における土地、建物及び償却資産の取得等（取得した建物の改修を含む）に要した経費の1/10 ○申請回数 1回 ○限度額 なし

			<p>【雇用助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象従業員のうち5人を超える者 1人につき50万円 ○申請回数 操業開始から3年間以内に1回 ○限度額 なし <p>※対象従業員：勤務開始日に市内に住所を有すること。6ヶ月以上継続して雇用関係にあること。雇用保険被保険者であること。</p> <p>【事業所賃借助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オフィス賃料の1/4 ○申請回数 創業開始から3年間申請可能
--	--	--	---

02209

青森県

つがる市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
産業振興促進区域（過疎地域）新増設 製造業又は旅館業 資本金 5,000 以下 500 " 5,000 超 10,000 以下 1,000 " 10,000 超 2,000 情報サービス業等又は農林水産物等 販売業 資本金 区分なし 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業のために設置 される施設 新増設 10,000 超 （農林漁業及びその関連業種は 5,000 超）	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域 新増設 3,800 （中小企業は 1,900）	—	課税免除	固定資産税	3年間
		不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
つがる市立地企業 雇用奨励金交付要 綱	H17.2	① 製造業、ソフトウェア業及び研究 所（繊維工業を除く） ② 県外にある企業、又は県外にある 企業が県内に設立する法人により 市内に建設される工場等 ③ 資本金 1 億円以下、又は従業員 300 人以下の工場等 ④ 新設若しくは増設した工場等、又 はこれらの工場等に準ずるものと して市長が適当と認めた工場等 ⑤ 公害防止について適正な措置がな	雇用奨励金 ○大卒以上の技術者で地元被雇用者には 1 人につき 5 万円 ○30 人を超える部分のその他の地元被雇 用者 1 人につき 5 万円 ○限度額 3,000 万円

		されていること	
つがる市企業誘致 条例	H19.4	① 製造業を営む法人又は個人 ② 市内に用地を取得し、事業所を新 設すること ③ 土地取得面積1,000㎡以上かつ建 築面積500㎡以上であること又は 投下固定資産額が5,000万円以上 であること ④ 市内に居住する従業員が10人以 上 ⑤ 事業所の立地に伴う環境の保全 について適切な措置が講じられ ていること ⑥ 事業内容が立地場所にふさわし いものであり、地域産業の振興 に寄与するものであると市長が 認めるものであること	用地取得奨励金 ○取得した土地の評価基準額の30/100を 乗じた額 ○限度額 2億円
			事業所設置奨励金 ○固定資産税額相当額 1,000円以上10万円未満 2年間 10万円以上30万円未満 3年間 30万円以上50万円未満 4年間 50万円以上 5年間 (年間限度額 50万円)
			緑地設置奨励金 ○緑地面積1㎡当たり1万円 ○限度額 300万円
つがる市テレマー ケティング関連産 業立地促進費補助 金交付要綱	H26.4	① 市の誘致企業でテレマーケティング 関連企業 ② 市内から雇用する従業員10人以 上	○オフィス賃料の1/4又は年額700万円 のいずれか低い額 補助期間3年以内、限度額2,000万円 ○10人を超える部分の地元被雇用者1人 につき50万円 補助期間3年以内、限度額3,000万円

02210

青森県

平川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設	3,000	課税免除	固定資産税	5年間
増設	2,000			
碓ヶ関地域 新增設	500 (製造業又は旅館業は 資本金の額により) 5,000万円超 1,000 1億円超 2,000	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法促進区域 新增設	10,000 (農林漁業は5,000)			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
平川市工場等設置促進条例	H18.1	①投下固定資産の額（土地を除く） 新設 3,000万円以上 増設 2,000万円以上 ②新たに常時雇用する地元従業員数 新設 10人以上 増設 5人以上 ③製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、自然科学研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、電気業	雇用奨励金 ○新設 地元雇用者 10人を超える人数1人につき 20万円 ○増設 地元雇用者 5人を超える人数1人につき 20万円 (限度額 2,000万円) 操業開始日 1年前から起算して 3年以内の雇用
			工場等誘致奨励金 ○5,000㎡以上の用地取得の場合、1㎡あたり 1万円を超える取得価額の 1/5 の額 (限 度額 2,000万円)
			補助金

			<p>○私有財産(土地・建物)の賃借料月額の1/3 内(限度月額10万円/月)を3年間</p> <p>リース</p> <p>○市の普通財産の減額貸付 貸付の日から3年間は無償 4年目から5年間は1/2以内</p>
--	--	--	--

02301

青森県

平内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,000 以上	新設 10	課税免除	固定資産税	3年間
増設 3,000 以上	増設 10			
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 新增設 10,000 超 (農林漁業関連業種は 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域新增設 500 製造業、旅館業 資本金 5,000 以下:500 5,000 超 10,000 以下:1,000 10,000 超:2,000 情報サービス業等、 農林水産物等販売業:500	—	課税免除	固定資産税	3年間
原子力発電施設等立地地域新增設 2,700 超	製造業 — 製造業以外 15 超	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
平内町工場設置奨励条例	H30. 3	<ul style="list-style-type: none"> ○誘致企業であるもの ○町の指定を受けた工場等であるもの ○投下固定資産総額 新設 5,000 万円以上 増設 3,000 万円以上 ○雇用 新設 従業員 10 人超 増設 従業員 10 人超 ○町に3ヵ月以上住所を有する者又は有した者 	工場立地奨励金 ○誘致企業に対し、事業の用に供するための土地、家屋、償却資産の取得額 及び土地造成費の合計の 3/100 (限度額 1,000 万円)
			雇用奨励金 ○新設 地元雇用者 10 人 を超える人数1人につき

			<p>10 万円</p> <p>○増設</p> <p>地元雇用者 10 人を超える人数1人につき 10 万円</p> <p>(限度額 500 万円)</p> <p>(3年間)</p> <p>○町外から従業員を雇入れ、その従業員が町へ転居したときにその転居費用を企業が補助した場合、1人当たり 10 万円を企業へ交付</p> <p>(限度額 100 万円)</p> <p>※1人当たりに補助した額が 10 万円に満たないときは実際に補助した額</p>
--	--	--	--

02303

青森県

今別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新增設 ・ 製造業及び旅館等 資本金 5,000 以下 500 10,000 以下 1,000 10,000 超 2,000 ・ 情報サービス業及び 農林水産物販売業 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興地域 新增設 資本金 1,000 以下 500 5,000 以下 1,000 5,000 超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
地域経済牽引事業促進区域 10,000 超 （農林漁業およびその関連） 5,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域 新增設 3,800 （中小企業） 1,900	—	課税免除 不均一課税	固定資産税	3年間 初年度 0.14/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100

02304

青森県

蓬田村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興対策実施地域 新增設 500 (製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備又は設備の取得である場合、資本金の額等が1,000～5,000の法人にあつては 1,000、資本金の額等が 5,000 以上の法人にあつては 2,000)	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
過疎地域 新增設 2,700 (製造業、農林水産物生産業、旅館業(下宿営業除く))	—	課税免除	固定資産税	3年間

02307

青森県

外ヶ浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域新增設 資本金 5,000 万円以下 500 " 1 億円以下 1,000 " 1 億円超 2,000	—	課税免除	固定資産税	3 年間
半島振興地域 新增設 資本金 1,000 万円以下 500 " 5,000 万円以下 1,000 " 5,000 万円超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2 年度 0.35/100 3 年度 0.7/100
地域経済牽引事業促進区域 10,000 (農林漁業およびその関連) 5,000	—	課税免除	固定資産税	3 年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
外ヶ浜町立地企業雇用奨励金交付要綱	H17.3	① 県外にある企業により町内に建設される工場等 ② 県外にある企業が、県内に設立する法人により、町内に建設される工場等 ③ 資本金 1 億円以下又は従業員 300 人以下の工場等	雇用奨励金 ① 高度技術者 1 人につき 10 万円 ② 30 人を超える一般従業員 1 人につき 5 万円 ① 限度額 3,000 万円

02321

青森県

鱒ヶ沢町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 新增設 10,000 (農林水産業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域新增設 製造業、旅館業 資本金 5,000 以下 500 " 10,000 以下 1,000 " 10,000 超 2,000 情報サービス業等または農林水産物等販売業 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域活力向上地域新增設 3,800 (中小企業は 1,900)	—	課税免除	固定資産税	3年間
		不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鱒ヶ沢町企業誘致奨励条例	S54.3	製造又は加工施設、観光レクリエーション施設、宿泊施設 ○新設 投下固定資本額1億円以上又は従業員 50 人以上(ただし、観光レクリエーション施設及び宿泊施設は 10 人以上) ○増設(拡充) 投下固定資本額 5,000 万円以上又は従業員 20	奨励金 ○固定資産税相当額(5年間)

		人以上(ただし、観光レクリエーション施設及び 宿泊施設は5人以上)	
--	--	--------------------------------------	--

02323

青森県

深浦町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業法集積地区 新增設 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設(過疎地域) 2,700		課税免除	固定資産税	3年間
新增設	20 地場 10	課税免除	固定資産税 土地保有税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
深浦町工業開発促進に関する条例	H17.3	1.製造、加工又は修理業を営む者 2.工場敷地面積 1,000 m ² を超えるもの 3.工場等建物の延床面積 300 m ² を超えるもの 4.常時従業員数 20 人以上 (地場企業 10 人以上)	リース ○普通財産に対して 適用期間 10 年 ○3年間無償 ○4年目以降 1/2 以内
			補助金 ○賃借料に対して 適用期間 3年 ○賃借料月額 の 1/3 以内 ○限度額 月5万円
		上記1、2、3、4を満たし、用地を取得したもの	工場設置等促進奨励金 ○用地取得費 10/100 以内 (取得に係る経費を含む) ○限度額 500 万円
		上記1～4 5.労働安全衛生法に定める施設整備及び職員の食堂並びに休憩施設等の延べ面積	環境保全施設等奨励金 ○100 m ² 以上 200 m ² 未満 50 万円 ○200 m ² 以上 300 m ² 未満 75 万円 ○300 m ² 以上 100 万円
		上記1～4 6.3ヶ月以上継続して住所を有する者の6ヶ月以上雇用	雇用奨励金 (10 人以上 30 人まで) 新設1人につき 5万円 増設1人につき 3万円

02343

青森県

西目屋村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
新增設 2,700 以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業促進区域 新增設 10,000 (農林漁業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

02361

青森県

藤崎町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	5,200	課税免除	固定資産税	3年間
増設	3,000			
藤崎町承認地域経済牽引事業 新增設	10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
藤崎町工場等設置 奨励に関する条例	H17.3	①用地の取得面積 3,000 m ² 以上 ②工場等の建築面積 1,000 m ² 以上 ③工場等の用地取得後3年以内に操業開始	工場用地取得奨励金 ○交付対象額に 5/100 を乗じて得た額(上限 500 万円)
		①青森県の融資制度資金を受けているもの	保証料補助金 ○交付対象額に 1/2 を乗じて得た額(上限 50 万円)

02362

青森県

大鰐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
大鰐町工場等誘致奨励条例 新增設 5,000 万円以上(除土地)	30	課税免除	固定資産税	3 年間
大鰐町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例 産業振興促進地域 新增設 500 万円以上（製造業又は旅館業にあつては、（資本金の額等が5,000 万円超1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円とし、資本金の額等が1 億円超である法人が行うものにあつては 2,000 万円とする。）		課税免除	固定資産税	3 年間

02367

青森県

田舎館村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
田舎館村承認地域経済牽引事業 新增設 10,000 （農林漁業 5,000）	—	課税免除	固定資産税	3年間
産業振興促進区域 新增設 製造業、旅館業 資本金 5,000 以下 500 " 10,000 以下 1,000 " 10,000 超 2,000 情報サービス業、農林水産物等販売業 資本金 区分なし 500		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
田舎館村工場立地 促進条例	S60.11.15	○誘致企業で以下の条件を満たす者 ①高度技術産業等に係る工場新增設した者 ②村から土地を取得した者 ③土地の面積が 10,000 m ² 以上	○土地の取得後3年以内に支払った 土地取得金の 20/100 に相当する額 以内 (限度額 3,000 万円)

02381

青森県

板柳町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,000 (除土地)	30	課税免除 または 不均一課税	固定資産税	3年間
増設 2,400 (除土地)	10			
新增設 500 (半島振興)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 500 (過疎地域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業のために設 置される施設 新增設 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

02384

青森県

鶴田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 新增設 10,000 超え （農林漁業関連業種は 5,000 超え）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鶴田町工場設置 奨励条例	S48.6	○新設 投下固定資本額 5,000 万円以上又は従業員 50 人以上 ○増設 投下固定資本額 5,000 万円以上	奨励金 ○固定資産税の範囲内 初年度 100/100 以内 2年度 80/100 以内 3年度 60/100 以内

02387

青森県

中泊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,000 増設 3,000	31	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興地域新增設 500 (製造業・旅館業の場合は、 資本金 1,000 超 5,000 以下で 1,000 資本金 5,000 超で 2,000)	—	不均一課税 初年度:0.140/100 2年度:0.350/100 3年度:0.700/100	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業のために設 置される施設 10,000 超 (農林漁業は 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域新增設 3,800 (中小企業は 1,900)	—	課税免除	固定資産税	3年間
		不均一課税 初年度:0.140/100 2年度:0.467/100 3年度:0.933/100	固定資産税	3年間
産業振興促進区域新增設 500 (資本金の額等が 5,000 超 10,000 以 下のとき 1,000、10,000 超のとき 2,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

02401

青森県

野辺地町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円超）	従業員（人以上）			
半島振興地域新增設 資本金の額が 1,000 以下のとき 500 5,000 以下のとき 1,000 5,000 超のとき 2,000	—	不均一課税 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業のため に設置される施設 10,000 超 (農林漁業は 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
原子力発電施設等立地地域新 増設	15 (製造業を除く)	不均一課税 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
野辺地町企業立 地促進助成金交 付要綱	令和 4 年 2 月	対象業種 製造業、情報通信業、自然科学研究所 要件 ①県外に本社のある企業が、町内に事務所 又は工場等の新設若しくは移転 ②上記に必要な土地・建物の購入及び建物 の増改築 ③資本金 3 千万以上、常時使用する従業員 の数が 50 名以上の企業 ④地元常用雇用人 1 名以上雇用すること ⑤公害防止等について適切な措置がされて いること	県外に本社のある企業が、町内に事務所又 は工場等の建設若しくは移転する場合に 必要な土地、建物及び指定する設備の取得 費用並びに移転に係る建物増改築等に係 る費用を助成する。 ⑦土地、建物、設備（下記記載のもの）取 得費の 20% ⑧建物等の増改築費の 20% ※ただし、⑦⑧いずれも上限 500 万円とす る。（重複申請可能） ※申請は、操業開始から 1 年以内。 ※設備…建物に係る以外の舗装、②側溝、 ③敷地内への出入りに係るゲート、④防犯 及び敷地の境界に係る塀。ただし、耐用年 数 10 年以上のものに限る（減価償却資産

			の耐用年数等に関する省令※昭和 40 年大蔵省第十五号)
野辺地町企業立 地雇用助成金	令和 4 年 2 月	<p>対象業種 製造業、情報通信業、自然科学研究所</p> <p>要件 県外に本社のある企業が、町内に事務所又は工場等の建設若しくは移転する場合に地元常用雇用者を 1 人以上雇用する場合に助成する。</p> <p>⑦地元常用雇用者 1 名につき 50 万円（一般従業員 25 万円）。</p> <p>ただし、上限 1,000 万円</p> <p>⑧設置施設へ本社機能を移転する場合、上限 3,000 万円</p> <p>※⑦⑧ともに操業開始日から 3 年以内の申請とする。ただし、複数年の交付を受ける場合には、累計で上限額まで達した場合はこの限りでない。また、助成金額を算定するための人数は、操業開始日の翌年 1 月 1 日現在において労働者名簿に登録されている者とする。</p>	<p>県外に本社のある企業が、町内に事務所又は工場等の建設若しくは移転する場合に地元常用雇用者を 1 人以上雇用する場合に助成する。</p> <p>⑦地元常用雇用者 1 名につき 50 万円（一般従業員 24 万円）。</p> <p>ただし、上限 1,000 万円</p> <p>⑧設置施設へ本社機能を移転する場合、上限 3,000 万円</p> <p>※⑦⑧ともに操業開始日から 3 年以内の申請とする。ただし、複数年の交付を受ける場合には、累計で上限額まで達した場合はこの限りでない。また、助成金額を算定するための人数は、操業開始日の翌年 1 月 1 日現在において労働者名簿に登録されている者とする。</p>
野辺地町立地企業 業支援助成金 (物件購入・増改 築助成)	令和 4 年 2 月	<p>対象業種 製造業、農業、漁業</p> <p>要件 ①町内において継続して 3 年以上運営する工場等を所有している企業で、今後も引き続き当該工場等を運営していく意思があること</p> <p>②上記の企業が事業拡大等を図るために、町内において所有する事務所等を増築・増設（償却資産は除く）するための必要な土地・建物の購入及び当該工場等の増改築</p> <p>③資本金 1 千万以上、常時使用する従業員の数が 10 名以上の企業</p>	<p>左記を満たす企業が事業拡大等を図るために、町内において所有する工場等を増築又は増設等する場合に必要な土地、建物及び指定する設備の購入費用並びに建物増改築等に係る費用を助成する。</p> <p>⑦増築及び増設に必要な土地、建物、設備（下記記載のもの）取得費の 20%</p> <p>⑧建物等の増改築費の 20%</p> <p>※ただし、⑦⑧いずれも上限 500 万円とする。（重複申請可能）</p> <p>※申請は、⑦⑧の事由完了後 6 月以内。</p> <p>※設備…建物に係る以外の舗装、②側溝、③敷地内への出入りに係るゲート、④防犯及び敷地の境界に係る塀。ただし、耐用年数 10 年以上のものに限る（減価償却資産の耐用年数等に関する省令※昭和 40 年大蔵省第十五号)</p>

02402

青森県

七戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準				従業員 (人以上)	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)							
過疎地域 新增設 (製造、 情報、農 林販売、 旅館)	業種	資本金	免除額	—	課税免除	固定資産税	3年間
	製造業	5,000 以上	1,000				
	旅館業	10,000 超	2,000				
	上記以外		500				
承認地域経済牽引事業のために設置される施設		10,000 (農林漁業 5,000)		—	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法認定計画 区域新增設			3,800 (中小企業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
	法第 17 条の 2 第 1 項 第 2 号事業				不均一課税		
原子力発電施設等立 地地域新增設			2,700 超過	製造業— 製造業以外 15 超過	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
七戸町企業立 地促進条例	H17.3 (H28.6 全部改正)	新設 (増設) ①又は② ①投下固定資本 (土地除く) 2,000 万円以上 ②新規に雇用する従業員 新設 10 人 (増設 5 人) 超	立地奨励金 ○①又は②のいずれか高い額 ①用地取得費の 25% (限度 3,000 万円) ②固定資産評価額の 3% (限度 1,000 万円) 雇用奨励金 ○新規に雇用する従業員で、工場等の操業後 (増設完了後) 1 年経過の日までに、① 3 箇月以上七戸町に住所を有すること及び②雇用期間が 3 箇月を超えること。 1 年目 (1 回目) 要件を満たす従業員 1 人につき 10 万円 2 年目 (2 回目) 前回からの増員数×10 万円 3 年目 (3 回目) 前回からの増員数×10 万円

			(限度額 1 指定工場等 500 万円)
			操業奨励金 ○固定資産税相当額 (3 箇年度)

02405

青森県

六戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域経済牽引事業促進区域 新增設 10,000 （農林漁業は、5,000）	—	課税免除 （適用対象施設の用に 供する家屋若しくは構 築物又はこれらの敷地 である土地）	固定資産税	3年間
原子力発電施設等立地地域 新增設 2,700 超	製造業 — 製造業以外 15 超	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
地域再生法認定計画区域 新增設 3,800 （中小企業は 1,900）	—	不均一課税	固定資産税	法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号事業 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号事業 初年度 0.14/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
六戸町企業立地 促進条例	H10.3	①工業専用地域及び準工業地域 ②投下固定資産総額 1 億円以上 ③従業員数 5 人以上 ④新規取得面積 3,000 m ² 以上又は工場等増設 ⑤用地取得後 3 年以内に操業開始	奨励金 ○製造業等 用地取得費の 40%以内 （限度額 3,500 万円）
		①工業専用地域及び準工業地域以外 ②新增設 ③投下固定資本額 2,000 万円以上又は従業員 5 人以上 ④用地取得後 3 年以内に操業開始	奨励金 ○固定資産税額の範囲内（3年間） (1) 初年度 100/100 以内 (2) 2年度 90/100 以内 (3) 3年度 80/100 以内

<p>六戸町立地企業 雇用奨励事業補 助金交付要綱</p>	<p>S60.3</p>	<p>①町内に新設又は増設される工場等 ②資本金1億円以下又は常時使用する従業員 数300人以下 ③研究開発型企業、道路貨物輸送業、倉庫業、 こん包業、卸売業、サービス業、製造業、脱 炭素関連業種 ④継続して三月雇用した者 ⑤ 操業開始後5年以内</p>	<p>奨励金 ①高度技術者1人につき50万円 ②5人を超える一般従 業員1人につき30万円 ③三月以上継続して町内に住所を有 している者 ② 限度額 3,000万円</p>
---------------------------------------	--------------	---	--

02406

青森県

横浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
半島振興対策実施地域 （製造業、旅館業（下宿営業除く）、農林水産物販売業、情報サービス業） 資本金の額等 1,000 万円以下 新增設 500 資本金の額等 1,000 万円超 5,000 万円以下 新增設 1,000 資本金の額等 5,000 万円超 新增設 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100
過疎地域 （製造業、農林水産物販売業、旅館業（下宿営業除く）） 新增設 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法集積地区 （製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学に属する事業） 新增設 10,000 超 （農林漁業関連業種に係るものは 5,000 超）	—	課税免除	固定資産税	3年間
原子力発電施設等立地地域 （製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業） 新增設 2,700 超	製造業 — 製造業以外 15 名超	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100
地方活力向上地域 （認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従う特定業務施設）	—	不均一課税	固定資産税	「移転型」 初年度 0.14/10 2年度 0.14/4 3年度 0.14/2 「拡充型」 初年度 0.14/10

				2年度 0.14/3 3年度 0.14/1.5
地域再生法認定計画区域新增設 3,800 (中小企業は 1,900)	—	不均一課税	固定資産税	法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号事業 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号事業 初年度 0.14/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100

02408

青森県

東北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額 (万円以上)			従業員(人以上)				
過疎地域 新增設 (製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業)	業種	資本金の額等	免除額	—	課税免除	固定資産税	3年間
	製造業	5,000 以上	1,000				
		10,000 以上	2,000				
	旅館業	5,000 以上	1,000				
10,000 以上		2,000					
上記以外 (農林水産物販売業、情報サービス業)			500				
※資本金等の額が 5,000 以上は 新設・増設のみ							
原子力発電施設等立地地域	新增設	2,700 超	製造業 — 製造業以外 15 超	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
東北町工場等設置 奨励条例	H17.3	○町から工場等の指定を受ける要件がある (新設) 投下固定資本 2,000 万円以上、又は常時使用する従業員 10 人超	立地奨励金 ○固定資産取得額及び土地の造成費の 3/100 の額 (限度額 300 万円) 指定を受けた日の属する年度、又はその翌年度に交付する。
		(増設) 投下固定資本 2,000 万円以上、又は新規に常時使用する従業員 5 人超	雇用奨励金 (新設の場合) ○常時使用する地元従業員が 10 人を超える人数1人につき 10 万円 (増設の場合) ○新規地元従業員5人を超える人数1人につき 10 万円 (限度額 3,000 万円) 指定を受けた日の属する年度の翌年度から四箇年度以内までに交付する。

02411

青森県

六ヶ所村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
製造業及び特定事業の用に供する工場若しくは事務所の新增設に係る投下固定資本が2,300万円以上（除土地）	製造業 3 特定事業 2	課税免除	固定資産税	5年間
製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する生産設備（原子力発電施設等に係るものを除く。）であって、これを構成する減価償却資産が2,700万円以上	製造業 なし 道路貨物運送業、 こん包業及び卸売業 16	不均一課税 第1年度 100分の0.14 第2年度 100分の0.35 第3年度 100分の0.70	固定資産税	3年間
製造の事業（食料品製造業等に限る。）農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等であって、家屋及び償却資産の取得合計額が500万円（製造の事業又は旅館業で資本金額1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円、資本金額5,000万円超である法人にあつては2,000万円）以上	なし	不均一課税 第1年度 100分の0.14 第2年度 100分の0.35 第3年度 100分の0.70	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
六ヶ所村工場等設置奨励条例	H13.3	①製造業及び特定事業 ②新增設に係る投下資本 2,300万円以上	普通財産の貸付 ○普通財産の無償又は減額貸付 ○10年間
		③従業員 製造業 3人以上 特定事業 2人以上	雇用奨励金 ○新增設 製造業：3人を超える人数1人につき10万円 特定事業：2人を超える人数1人に

			つき 10 万円 ○交付期間 3 年間 ○限度額 500 万円
			福利厚生施設奨励金 ○福利厚生施設に係る固定資産税相当額 ○交付期間 3 年間 ○限度額 300 万円 (新設又は増設ごとにそれぞれ 1 施設のみ)
令和 7 年度六ヶ所村経営安定化対策資金保証料補給金交付要綱	R7.3	青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度要綱 2 に該当する融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する方 ①融資額 1,000 万円以内かつ融資期間 10 年以内(うち措置期間が 1 年以内)で融資を受けた方 ②村内に住所を有する個人若しくは村内に法人登記をしている事業者又はその予定の者であって、村内営業を開始するもの ③法人村民税、個人村民税、村固定資産税、軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主と同一世帯に属する者に滞納がないこと	○保証料全額補給(小数点以下切捨て)
令和 7 年度六ヶ所村事業活動応援資金保証料補給金交付要綱	R7.3	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱 2 (1) に該当する融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する方 ①融資額が 2,000 万円以内かつ融資期間が 10 年以内(うち措置期間が 1 年以内)の融資を受けるもの ②六ヶ所村内に住所を有する個人又は六ヶ所村内に法人登記をしている事業者で、原則として六ヶ所村で同一事業を引き続き 1 年以上経営しているもの ③法人村民税、個人村民税、村固定資産税、軽自動車税及び村国民健康保険税について、事業主及び事業主と同一世帯に属する者に滞納がないこと	○保証料を全額補給(小数点以下切捨て)
六ヶ所村商工会 利子補給事業補助金交付要綱	H31.3	①小規模事業者経営改善資金利子補給事業 ②新創業融資利子補給事業 ③新型コロナウイルス感染症関連融資利子	○36 回目までの約定利息分を補給

(マル経)		補給事業	
-------	--	------	--

02412

青森県

おいらせ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額（万円超）	従業員（人超）					
新增設	2,700	一部	15	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
おいらせ町工場誘致奨励条例	H20.3	<p>○新增設</p> <p>① 鉱業、採石業、砂利採取業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、情報通信業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、その他の小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、廃棄物処理業、機械修理業（電気機械器具を除く）、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業</p> <p>② 従業員数 10人以上</p> <p>③ 投下固定資産総額 3,000万円以上</p> <p>(※) 東日本大震災に係る被災企業の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）適用地域（おいらせ町含む。）において工場等を操業していた企業については、「10人」とあるのは「5人」とする。 ・この特例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定工場等の指定を受けたものについては、同日後においても、なおその効力を有する。 	<p>○工場操業奨励金</p> <p>固定資産税相当額（5年間） 納付固定資産税額</p> <p>○雇用促進奨励金</p> <p>雇用町民10人を超える従業員1人につき20万円（限度6,000万円） （操業開始から1年経過した日を基準とし、3年間分割で交付）</p>

02423

青森県

大間町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興対策実施地域 新增設 500 (製造業又は旅館業の用に供する設備の取得である場合、資本金の額等が 1,000～5,000 の法人にあつては 1,000、資本金の額等が 5,000 以上の法人にあつては 2,000)	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
産業振興促進区域 新增設 製造業又は旅館業 500 (資本金の額等が 5,000～10,000 である法人が行うものにあつては 1,000 とし、資本金の額等が 10,000 である法人が行うものにあつては 2,000) 情報サービス業等又は農林水産物等 販売業 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

02424

青森県

東通村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新增設 資本金 製造業又は旅館業 5,000 以下 500 10,000 以下 1,000 10,000 超 2,000 情報サービス業又は農林水産 物等販売業 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興対策実施地域 新增設 1,000 以下 500 5,000 以下 1,000 5,000 超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
原子力発電施設等立地地域 新增設 2,700	製造業 — 製造業以外 15 超過	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
承認地域経済牽引事業のために設 置される施設 新增設 10,000 農林漁業及びその関連業種 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

02425

青森県

風間浦村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (除土地)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 27,000 (家屋及び償却資産)	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100

02426

青森県

佐井村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
半島振興対策実施地域 新增設 （製造業、旅館業（下宿営業除く）、農林水産物販売業、情報サービス業）		不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100
① 資本金等の額・1,000万円以下	500万円以上			
② 資本金等の額・1,000万円超～5,000万円以下	1,000万円以上			
③ 資本金等の額・5,000万円超	2,000万円以上			

02441

青森県

三戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域未来投資促進法承認要件による新增設 10,000（農林漁業及びその関連業種は5,000）	—	課税免除	固定資産税	3年間
産業振興促進区域における設備の取得、新增設 (1) 製造業、旅館業 資本金額 5,000万円以下 : 500 " 5,000万円超1億円以下 : 1,000 " 1億円超 : 2,000 (2) 農林水産物等販売業、情報サービス等 資本金額 区分なし : 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
10室以上の宿泊施設を新設 全額	—	全額減免	固定資産税	15年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
三戸町工場等誘致 条例	S41.1 H1.3改正 H13.3改正 H26.3改正 R4.6改正	1. 町の誘致企業 2. 製造業、情報通信業、情報通信技術 利用業、運輸業、卸売業、自然科学研 究所に属する事業、宿泊業、高度技術 産業、環境エネルギー関連産業 3. 投下固定資産総額 新增設、建替え500万円以上 4. 新規従業員数 新增設、建替え5人以上 ※投下固定資産総額と新規従業員数 の要件はいずれかに該当すること。	(1) 立地奨励金 ○投下固定資産総額の100分の3を乗じて 得た額 ○限度額500万円 (2) 操業奨励金 ○敷地及び建物取得による新增設の場合 各年度の固定資産税に相当する額 ○敷地及び建物賃借による新設の場合 各年度の賃借料の3分の1に相当する額 ○建替えの場合 各年度の固定資産税（建替えに伴い取得 した固定資産分）に相当する額 ○期間3年間
三戸町立地企業雇 用奨励金交付要綱	S62.7 H26.11改正 R4.7改正	1. 町の誘致企業 2. 製造業、情報通信業、情報通信技術 利用業、運輸業、卸売業、自然科学研 究所に属する事業、宿泊業、高度技術 産業、環境エネルギー関連産業	奨励金 ○新規従業員1人につき当町に住所を有す る者20万円、当町に住所を有しない者10 万円 ○限度額1,000万円

		3. 資本金 1 億円以下又は従業員 300 人以下	○期間 3 年間
三戸町宿泊施設の誘致に関する条例	R7. 6. 10	<p>1. 開業日から 15 年以上営業すること。</p> <p>2. 観光及び産業の振興に寄与すると町長が認めるものであること。</p> <p>3. 現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。</p> <p>4. 暴力団及び暴力団員でなく、また、それらに関わりがないこと。</p> <p>5. 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。</p>	<p>○上下水道使用料奨励金 開業日後、初めて課された上下水道使用料を納付した月から 5 年間限定で上下水道使用料の 2 分の 1 を交付</p> <p>○新設奨励金 開業日の属する年度において、用地取得費、建設費の合計額の 10 分の 1（上限 2,000 万円）を交付</p> <p>○雇用奨励金 常用雇用者として新たに雇用してから 1 年経過した年度において、人数×10 万円（上限 100 万円）を交付</p> <p>○地域資源活用奨励金 開業日の属する年度から 5 年間限定で三戸町内事業者（大手を除く）からの調達に要した額（年間の上限 30 万円）を交付</p>

02442

青森県

五戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域未来投資促進法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者 新規設 10,000 ただし、農林漁業及び関連業種に係る者は 5,000	—	課税免除	固定資産税	3 年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
五戸町企業立地推進条例	H26. 4. 1	1. 統計法の日本基準産業分類に定める以下の業種 ○製造業 ○情報通信業 ○運輸業、郵便業のうち規則で定めるもの ○学術研究、専門・技術サービス業 ○宿泊業、飲食サービス業のうち規則で定めるもの ○と畜場 ○診療所 2. 投下固定資産額 新設・増設 2,000 万円以上 3. 町内に住所を要する従業員 新設・増設 5 人以上	立地奨励金 ○工場等新規設に係る調査費、測量費、設計費、建設費及び改修費、土地工事費の合計に 100 分の 10 を乗じて得た額 ○限度額 2,000 万円
			操業奨励金 ○土地、家屋及び償却資産取得の場合 各年度の固定資産税相当額 期間 5 年間 ○土地及び家屋貸借の場合 各年度の借入に係る賃借料の 3 分の 1 に相当する額 期間 3 年間
			雇用奨励金 ○新規雇用者 1 人につき 当町に住所を有する者 10 万円 当町に住所を有しない者 5 万円 ○限度額 500 万円

02443

青森県

田子町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域新增設 500 （製造業または旅館業は資本金の額が 5,000 以下のとき 500 5,000 超 10,000 以下のとき 1,000 10,000 超のとき 2,000） 情報サービス業又は農林水産物販売業 区分なし 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 10,000 （農林漁業及びその関連業種 5,000）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
田子町工場誘致条例	S56.4	○新設 投下資金(除土地) 3,000 万円以上 雇用者 20 人以上 ○増設 投下資金(除土地) 5,000 万円以上 雇用者 30 人以上	○奨励金 固定資産税相当額(5年間) (1)初年度 100/100 以内 (2)2年度 80/100 以内 (3)3年度 60/100 以内 (4)4年度 40/100 以内 (5)5年度 20/100 以内

02445

青森県

南部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域新增設 500 製造業、旅館業 資本金 5,000 以下:500 5,000 超 10,000 以下:1,000 10,000 超:2,000 情報サービス業等、 農林水産物等販売業:500	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法第 14 条第1項に 規定する承認地域経済牽引事業者 新增設 10,000 ただし、農林漁業及び関連業種に係 る者は 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南部町工場誘致条例	H18.1	①工業、製造業、電気業（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー源のうち、水力、地熱、バイオマス事業に限る。）、情報通信業、情報通信技術利用業、道路貨物運送業、運輸業、自然科学研究所に属する事業、倉庫業、梱包業、卸売業、ソフトウェア業、旅館業及び高度技術産業 ②投下固定資産額 新設・増設 500 万円以上 ③従業員数 新設・増設 10 人以上 ④町長が必要と認めたもの	<p>操業奨励金</p> <p>○土地取得及び建物建設の場合 各年度の固定資産税額を限度とする 期間3年間</p> <p>○敷地及び建物賃借の場合 各年度の借入れに係る賃借料の 1/3 を限度とする 期間3年間</p> <p>雇用奨励金</p> <p>○500 万円を限度とする ○新・増設時1回限り ○操業開始の日から引き続き1年以上 雇用している新規雇用者1人につき 当町に住所を有する者 10 万円 当町に住所を有しない者5万円</p>

			立地奨励金 ○投下固定資産総額に 1/100 を乗じて得た額 ○500 万円を限度
--	--	--	---

02446

青森県

階上町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域未来投資促進法承認要件 による新増設	10,000	課税免除	固定資産税	3年間
農林漁業は	5,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
階上町企業誘致 条例	S60.2	○新設又は増設 投下固定資産総額 3,000 万円以上 従業員 20 人以上	○奨励金 固定資産税額の範囲内 (5年間) 階上町復興産業集積区域における固定資産税の特例措置に関する条例により、課税免除の措置を受けた者は適用外

02450

青森県

新郷村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	1,000	奨励金	固定資産税額の範囲内	3年間
新增設	2,500	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
新郷村企業誘致奨励条例	H3.3	1.誘致企業であること 2.投下固定資本額が1,000万円以上であること 3.常時使用する従業員数が20人以上であること	立地奨励金 ○投下固定資本額の総額の1/100を乗じて得た額 ○限度額 500万円 ○事業活動を開始した日の属する年度1回限り
		○新增設 投下固定資産総額 1,000万円以上 常時雇用従業員数 20人以上	○奨励金 固定資産税額の範囲内 (3年間)